

事務局だより

第45号
令和 6年 7月2日発行
公益社団法人
扶桑町シルバー人材センター
TEL 0587-93-3252
FAX 0587-92-0434
E-Mail fusou_468jc@sjc.ne.jp
ホームページ <https://webc.sjc.ne.jp/fusou/>



友だち
登録

会員数：269人（男性158人・女性111人） 7月1日現在

事務局体制変更のお知らせ



4月1日より事務局の体制が変わりましたのでお知らせします

事務局長	服部 京子	庶務経理担当	近藤 直和
業務担当	柴田 直巳	組織担当	武田 慎（新規採用）
業務担当	水野 郁士（異動）	組織担当	森野 五月
生きがい担当	藤原 弘美	生きがい担当	石田ひろみ

令和6年度 定時総会が開催されました

令和6年度の定時総会が、5月27日（月）に開催されました。
会員の皆様のご協力により、全議案承認されました。
ご協力ありがとうございました。

なお、安全標語の応募者の方には参加賞のお渡しがありますので、まだ受け取っていない方は、事務所までお越しください。

😊 Smile to Smile (スマイルトゥスマイル) に登録しよう

Smile to Smile (スマイルトゥスマイル) とは

- ◆ご自宅のパソコンやスマートフォンから、インターネットの会員専用WEBサイトへアクセスし、センターから発信される「お知らせ」や「就業募集情報」「就業依頼内容」等を確認できるサービスです。また、ご希望の方は「配分金明細」（要申込）も確認できるようになります。
- ◆ご自分でインターネットが接続できる方、家族で接続できる方はご利用いただけます。
※メールアドレスが必要です。
- ◆サービス利用申込み・お問い合わせ
ホームページ又はセンター事務局
☎ 93-3252まで

サービス開始までの流れ

1. センターへサービスの申し込み

2. センターから「ログインID」と「パスワード」の記載された「通知書」が届く

3. Smile to SmileのWEBサイトにログインする。

4. 新しいパスワードとメールアドレスを登録して手続きを行う。

5. サービス利用開始

ホームページ リニューアルのお知らせ

7月1日(月)にホームページをリニューアルしました。



スマホからでも見やすくなりました。左上のQRコードを読み取って見てね。

7月は安全・適正就業強化月間です

期間：令和6年7月1日から7月31日まで

取り組む事項：
・交通安全教室の実施
・安全就業対策の総点検の実施
・就業現場 安全・適正就業パトロールの実施
・安全喚起の「一声運動」の徹底
・熱中症対策 塩タブレットの配布
・「シルバーふそう」へ安全意識啓発の記事掲載
・SMS を活用して安全意識の向上を図る

全ての会員、役職員が個人そして組織全体の問題と捉え事故の撲滅と受注及び就業形態の適正化を図り、「安全・安心」なシルバー事業の展開を図りましょう。

会員の皆様におかれましては、就業中、就業途上を含め事故の無いようにしっかりと安全にご配慮をお願いします。また、自転車を利用される方は、自転車損害賠償責任保険等への加入(義務化)と、万が一に備えヘルメットを着用(努力義務化)して頂きますようお願いいたします。

また、傷害保険は複数入ることが出来ますので、ご自身の為に、万が一の時に備え、ぜひ個人でも傷害保険に入ることをお勧めします。

フリーランス法が11月1日に施行されます

※フリーランス法とは？

個人が事業者（特定受託事業者。いわゆるフリーランス。「シルバーの会員」も該当）として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、特定受託事業者に業務委託をする事業者（特定業務委託事業者。いわゆる発注者）に対して、給付の内容（いわゆる報酬）その他の事項の明示が義務付けられます。

「フリーランス法」の制定を踏まえて就業機会の提供に関する契約関係を見直します

令和5年5月12日に、いわゆる「フリーランス法」（「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」）が公布されました。フリーランス法の施行（令和6年11月1日）を見据え、シルバー人材センターの会員が請負・委任の形態で就業する契約について、契約方法の見直しを行います。

シルバー人材センターが発注者から受託した仕事を会員に再委託する現行の契約方法は、発注者と会員との間で直接的な契約関係が生じる構造となっておりません。

このため、会員の皆さまがフリーランス法による保護を受け、安心・安全に就業できる環境を整備する必要があります。また、厚生労働省からも、シルバー人材センターの契約方法について見直しを行うよう方針が示されています。

皆さまにおかれましては、契約方法見直しへのご理解をお願いします。

■見直しのイメージ

図1 【現行】



図2 【変更後】



扶桑町からのお知らせ

『扶桑町では、令和6年度も引き続き、自転車用ヘルメットの購入と着用を促進し、自転車乗車中の事故時の負傷の程度を軽減するとともに、安全運転意識の向上を図ることを目的として、自転車用ヘルメットの購入に要する費用の一部を補助します。』

詳しくは、町ホームページをご覧ください。防災安全課防災安全グループまでお問い合わせください。

塩タブレットの配布



人がつながる。知識ひろがる。

愛知県内シルバー
人材センター
シルバーマーク及び
スローガン

また暑い時期がやってきます。熱中症対策として、塩タブレットの配布をします。

- 安全巡回時などに熱中症の注意喚起のため、**塩タブレット**を配布します。
- こまめな水分・塩分・ミネラル補給、十分な休養などの体調の管理**を行い、**ご自身でしっかりと対策**をしましょう。
- 屋内でも注意が必要です。
- 万が一熱中症になった時は、「熱中症見舞金制度」に加入していますので、センターへ連絡をしてください。
- 見舞金の種類と金額

見舞金の種類	見舞金額
通院加療見舞金(日帰り入院含む)	5千円
入院見舞金(1泊2日)	3万円
入院見舞金(2泊3日以上)	5万円
死亡見舞金	10万円



チエプクロー

※会員の方が、就業中や就業場所への行き帰りにおいて、熱中症により死亡又は入通院した場合に見舞金をお支払いする制度です。

ポイントカード制度実施中。スタンプ押し

今年度は、クローバーの図柄だよ！間違えないでね！

☆ポイントをもらうには？☆

スタンプカードを持って事務所へ行こう。
本人がカードを提示する必要があるよ。
講習会など行事の時、又は後日、事務所にポイントカードを提示すれば、押印するよ。（出席の有無を確認した上での押印です）



☆ポイントの付与対象期間は？☆

付与対象期間は発行年度の**3月末迄**です。スタンプを押してもらう必要があるよ。（途中入会の方も同じ）
カードは毎年度発行します。失くさないようにしましょう。
ポイントの有効期限は発行年度を含む2年間です。

☆ポイントの交換方法は？☆

カードをセンターに提出してください。
有効期間中はいつでも交換ができます。
5P以上で、5P刻みの交換です。

- ・知り合いの紹介、新規就業機会受注をお願いします。
- ・今年度は、会員に紹介された方が説明会参加（初回限定）された場合、会員に5P付与、紹介された方が入会された場合、さらに会員に5P付与します。
（新たに入会された方には、5P付与します。）
就業機会受注は10Pとなっています。

就業できなくても、シルバーの運営や行事に参加することが貢献につながります。積極的に行事に参加しよう。

新しい出会いが楽しみ！
友達もポイントも増えるよ



就業できなくても行事等の参加でシルバーの役に立つんだ。それなら出来るから、出かけるぞ。

お得な情報は活用して損なし！
就業できなくても、シルバーの運営や行事に参加することが貢献につながり、ポイントも貯まるよ。
5Pで500円の商品券だよ。
会員紹介は何人でもOKなのでドンドンと紹介して、一緒に活動する仲間を増やそう！！



チエブクロー